

岩手県告示第465号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成24年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

判定機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
財団法人岩手県建築住宅センター	判定機関の名称	財団法人岩手県建築住宅センター	一般財団法人岩手県建築住宅センター	平成24年6月1日